



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 1 1 日
第 5 9 5 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次	
○ 告 示	
道路区域の変更（道路保全課）	1
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課）	3
争議行為の通知公告（労働雇用政策課）	3
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）	3
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	4

告 示

滋賀県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和 7 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 25 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 3 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
	杉本余呉線	長浜市木之本町杉本字前田919番 1 地先から	変更後	最小 8.2m └ 最大 33.2m	1,746.8m	道路改良工事（バイパス）に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前とおり
		長浜市余呉町上丹生字口戸3026番地先まで				
		長浜市木之本町杉本字赤橋102番地先から		最小 3.2m └ 最大 43.7m	3,031.3m	
		長浜市余呉町上丹生字口戸3026番地先まで				
		長浜市木之本町杉本字赤橋102番地先から	変更前	最小 3.2m └ 最大 43.7m	3,031.3m	
		長浜市余呉町上丹生字口戸3026番地先まで				
				最小		道路改良工事

県道	中河内木之本線	長浜市余呉町上丹生字堀郷 3296番1地先から 長浜市余呉町上丹生字口戸 3077番1地先まで	変更後	16.5m } 最大 27.3m	337.7m	(バイパス) に伴う道路区 域の変更 なお現道の供 用は従前のと おり
				最小 11.7m } 最大 18.9m	344.4m	
			変更前	最小 11.7m } 最大 18.9m	344.4m	
				最小 16.5m } 最大 27.3m	337.7m	
	中河内木之本線	長浜市余呉町上丹生字堀郷 3296番1地先から 長浜市余呉町上丹生字口戸 3077番1地先まで	変更後	最小 11.7m } 最大 18.9m	344.4m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区 域の変更 なお現道の供 用は従前のと おり (重用) 杉本余呉線 L=337.7m L=344.4m
				最小 16.5m } 最大 27.3m	337.7m	
			変更前	最小 11.7m } 最大 18.9m	344.4m	
				最小 12.7m } 最大 18.7m	128.3m	
	甲賀阿山線	甲賀市甲賀町滝字押才1875番 1地先から 甲賀市甲賀町滝字押才1871番 1地先まで	変更後	最小 6.7m } 最大 54.9m	711.3m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更 (重用) 上馬杉野尻線 L=18.7m
				最小 12.7m } 最大 18.7m	128.3m	
			変更前	最小 7.2m } 最大 8.9m	128.3m	
				最小 3.9m } 最大 14.5m	711.3m	

公 告	
国土調査の成果の認証公告 犬上郡豊郷町大字安食西の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。 令和 7 年 3 月 11 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町 2 調査を行った時期 令和 4 年 1 月から令和 5 年12月まで 3 成果の名称 犬上郡豊郷町大字安食西の一部の地籍図および地籍簿 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字安食西の一部 5 認証年月日 令和 7 年 3 月 3 日 ----- 国土調査の成果の認証公告 湖南市岩根西地区第二工区における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。 令和 7 年 3 月 11 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 1 調査を行った者の名称 湖南市 2 調査を行った時期 令和 3 年 6 月から令和 6 年 2 月まで 3 成果の名称 湖南市岩根西地区第二工区の地籍図および地籍簿 4 調査を行った地域 湖南市岩根西地区第二工区 5 認証年月日 令和 7 年 3 月 3 日 ----- 争議行為の通知公告 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から令和 7 年 2 月 27 日付けで2025年度春闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。 令和 7 年 3 月 11 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合（滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合）との間における争議行為 2 日時 令和 7 年 3 月 13 日以降要求貫徹に至るまでの期間 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。 ----- 争議行為の通知公告 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和 7 年 2 月 28 日付けで2025年春闘（職場）要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。 令和 7 年 3 月 11 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為 2 日時 令和 7 年 3 月 11 日以降要求貫徹に至るまでの期間 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。	
環 境 事 務 所 告 示	
滋賀県甲賀環境事務所告示第 1 号	

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和 7 年 3 月 11 日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町ひのきが丘27番 3 の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 3 月 11 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサポート エール	草津市野路東五丁目 4 番 34ー501号ニューサンライズ	株式会社ジーティーファム	栗東市糺六丁目 8 番 4 号	行動援護	令和 7 . 3 . 1	2510601038